

様式第1（第8条関係）

## 豊橋市業態転換チャレンジ応援補助金交付申請書

年 月 日

豊橋市長 様

住所又は所在地  
申請人 氏名又は団体名  
及び代表者氏名

豊橋市業態転換チャレンジ応援補助金交付要綱第8条の規定により、次のとおり申請します。  
なお、補助金の交付に当たり税務資料を閲覧することは、差し支えありません。また、事業実施後に本補助金での取り組み内容などを豊橋市のホームページに公開することを承諾します。(※1)

### 1 申請内容

事業区分	屋号変更・区分営業・新店進出・オンラインサービスショップ開設		
補助年度	令和3年度	交付申請額	円

### 2 企業概要

資本金又は出資金の額	千円	直接経営する店舗数	店舗	従業員数	人
市内における営業開始日	年 月 日		主たる業種		
消費税納税状況	免税事業者・簡易課税制度適用者・一般事業者（本則課税）				
業態転換前の事業内容	※事業者として実施する事業内容をすべて記載		業種（大分類）：		
	オンラインサービスショップ（ECサイト等）実施の有無： 有 ・ 無 有の場合の内容：				
業態転換後の店舗（※2）	店舗名：		業種（大分類）：		
	所在地：		フランチャイズ チェーンへの加盟	有 ・ 無	
	オンラインサービスショップ（ECサイト等）開設の有無： 有 ・ 無 有の場合の内容：				
連絡先	電話			担当者	
	メール				

※1 本補助金交付の支給を受けた方で、業態転換した取り組み内容を本市のホームページ上で公開させていただきます。公開期間・内容は本市が決定します。

※2 複数の業態転換を行う計画がある場合は、別紙一覧等による提出も可。

### 3 誓約事項

私（法人）は、豊橋市業態転換チャレンジ応援補助金交付要綱に定める事業を行い、豊橋市業態転換チャレンジ応援補助金（以下「補助金」という。）の申請をするにあたり以下のことを誓約します。

- 1 申請書の内容に虚偽や不正があった場合や、交付要件を満たしていないこと、本誓約内容に反することが判明した場合は補助金の申請を取り下げます。また、補助金交付後に発覚した場合は補助金を返還します。
- 2 私（法人）は豊橋市暴力団排除条例（平成 23 年豊橋市条例第 2 号）第 2 条に定める暴力団若しくは暴力団員に該当する者又は暴力団員と密接な関係を有する者ではありません。また、市長が必要と認めた場合には、暴力団員等であるか否かの確認のため、愛知県警察へ照会がなされることに同意します。
- 3 業態転換後の事業を営む者は、申請者である私（法人）であって、別に事業を営む者ではありません。
- 4 私（法人）は豊橋市内に住所（本店）があり、令和 3 年 9 月 30 日以前から市内で事業を営んでいます。また、補助金交付後も補助対象となる事業を継続する意思があります。
- 5 業態転換後の事業は、私（法人）が過去に営んだ実績のない日本標準産業分類の大分類に属する事業です。
- 6 申請書に記載する経費については、令和 3 年 4 月 1 日から補助事業完了までに行う取り組みに係る必要最小限な経費であり、購入した設備等はその他の目的のためには使用しません。また、自己取引や親族間取引、転売、有償レンタルを行いません。
- 7 補助事業により取得又は効用の増加した財産で、次に掲げる物をそれぞれの定めにある期間内に市長の承認を得ず、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供しません。
  - （1）不動産及びその従物 期間 10 年
  - （2）その他の重要な財産で、取得価格または効用の増加価格が 1 件当たり 50 万円以上のもの 期間 5 年
- 8 事業実施にあたっては、関係法規を遵守します。